

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は49頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 2009年9月号の本欄で、処方医からの在宅患者訪問薬剤管理指導の実施の指示は「口頭指示でも差し支えない」と説明されていますが、外来服薬支援料と同じように、在宅患者訪問薬剤管理指導料のみ保険請求することができるのでしょうか。

(静岡県 匿名希望)

A 「口頭指示でも差し支えない」という意味は、「処方せんを受け付けていない場合でも算定できる」ということではありません。

在宅患者訪問薬剤管理指導料は、処方医の指示に基づいて、患家にて薬剤管理指導を実施した場合に算定するもので、多くの場合、あらかじめ処方せんに訪問指導の実施に関する指示が記載されているものと思います。ただし、ケースによっては、処方せんを受け付けた保険薬局が、患家での薬剤管理指導の必要性を認めて処方医に連絡した結果、訪問指導の実施を指示されることもあるでしょう。そのような場合は、あらかじめ処方せんに訪問指導の実施に関する記載はありませんので、処方医による「口頭指示でも差し支えない」ということとなります。

また、在宅患者訪問薬剤管理指導料の保険請求については、処方せんに基づく調剤と訪問指導の実施日の属する月が異なる場合もあるため、請求月によっては、訪問指導のみのレセプトを作成することもあり得ます。しかしこれは、あくまでも調剤と訪問指導が同一の保険薬局で実施されることを前提としています。

在宅患者訪問薬剤管理指導の実施について「口頭指

示でも差し支えない」という意味は、「処方せんを受け付けていない場合でも算定できる」(すなわち、別の保険薬局で調剤された薬剤についても、在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定対象となる)という意味ではありませんので、誤解のないようご注意ください。

Q 新薬・麻薬・向精神薬(一部を除く)の投与日数の限度は1回14日分ですが、長期の旅行など「特殊の事情」がある場合には「1回30日分を限度として投与して差し支えない」とされています。たとえば今年9月の5連休(シルバーウィーク)のような場合にも、この「特殊の事情」に該当するものと解釈して構わないのでしょうか。

(匿名希望)

A 該当するものと考えます。薬価収載日から1年以内の新医薬品、麻薬(一部を除く)、向精神薬(一部を除く)の投与量については、1回14日分を限度とされています。ただし、「長期の旅行等特殊の事情がある場合」に限り、その限度を超えて投与することが認められており(必要最小限の範囲において、最長30日分)、その際には、処方医によって処方せんの「備考」欄に理由が記載されることになっています(表1)。

ここでいう「特殊の事情」として認められるケースについては、平成6年に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」が一部改正された際に示された関連通知によると、具体的に「海外への渡航」、「年末・年始」、「連休に係るもの等」が該当するとされており、単に保険医



療機関への通院困難や保険医療機関が遠隔地にあるという理由については認められていません(表2)。

また、この当時(平成6年)は、「連休」に該当するものはゴールデンウィークくらいしか想定されていなかったこともあり、ここ最近まで、「特殊の事情」には「海外渡航・年末年始・ゴールデンウィークという3つしか該当しない」と解釈されてきたのが実情です。

しかしその後、「国民の祝日に関する法律」が一部改正され、これに伴って連休となるケースが増えること

となり、以前(改正当初)とは状況が変わってきたと言えるのではないのでしょうか。そのような背景も踏まえ、現在「特殊の事情」の解釈については柔軟かつ適切に取り扱われているようです。

表2 「特殊の事情」の考え方について(改正当時)

第1 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に関する事項

5 投薬(第20条第2号及び第21条第2号)関係

(1) 今回、在宅医療の進展及び投薬の実状を勘案し、内服薬及び外用薬の投与期間を適正化したこと。

(2) 具体的には、以下のように定めたこと。

ウ 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与できることとしたこと。

この場合において、必要があると認められるときとは、海外への渡航、年末・年始及び連休に係るもの等に限られるものであること。また、単に保険医療機関への通院が困難又は保険医療機関が遠隔地にある等の理由で、内服薬については14日、外用薬については7日を超えて投与することは認められないものであること。

※保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(平成6年3月16日、保険発第26号)〈抜粋〉

表1 「特殊の事情」がある場合の処方せん記載方法

別紙2 第5 処方せんの記載上の注意事項

8 「備考」欄について

- (3) 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。

※診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日、保険発第82号)〈抜粋〉

